

賃貸借契約書(案)

1. 賃貸借物件 2026 年度 須坂市財務会計システム更改に係る賃貸借
(詳細は別紙 1 物品明細のとおり。)
2. 設 置 場 所 長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1 須坂市役所
3. 賃 貸 借 料 月額 金***,***円(消費税及び地方消費税**,***円を含む。)
うち取引にかかる消費税及び地方消費税は、消費税法 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき賃貸借料に 110 分の 10 を乗じた金額である。
4. 契約保証金 契約保証金は金 *,***,***円とし、その納付は免除する。
ただし、乙が、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

須坂市(以下「甲」という。)と受注者 ○○○○○○○(以下「乙」という。)とは、財務会計システム(以下、「物品等」という。)の賃貸借について頭書及び以下のとおり合意し本契約を締結する。

第 1 条 (総則)

1. 乙は、仕様書等に掲げる物品等を、この契約書に定める賃貸借期間、仕様書等に基づいて甲に貸与するものとし、甲は、この賃借料を乙に支払うものとする。

第 2 条 (賃貸借期間)

本契約による物件の賃貸借期間は 2026 年 11 月 1 日から 2031 年 10 月 31 日とする。(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

第 3 条 (物件の引渡し)

1. 物件の引渡しは、物件を甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けた後、甲の発行する乙所定の借受証を乙が受領したときをもって完了するものとする。
2. 甲は、前項の検査において物件に契約不適合があった場合、直ちに書面にて乙に通知し、たうえ乙との間で直接解決を図るものとする。

第 4 条 (賃貸借料の支払い)

1. 乙は、頭書第 4 項記載の賃貸借料について、当該年度の半年分の賃貸借料を甲に対し乙所定の請求書により請求するものとし、甲は適正な請求書を受領した日から起算して 50 日以内(以下「支払約定期間」という。)に乙に対して賃貸借料を支払うものとする。なお、甲による支払いは毎年 6 月、12 月とする。ただし、初回は 2026 年 12 月

に 5 か月分、最終回は 2031 年 10 月に 1 か月分を乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2. 甲は、乙より不適当と認められる請求書が提出された場合、これを是正のため返付することができるものとし、請求書を是正のため返還した日から是正した請求書を受領した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとする。

第 5 条（支払遅延利息）

甲は、支払約定期間内に賃貸借料の支払いを行わない場合、支払うべき金額について支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により指定された率の割合により計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 6 条（再委託の禁止）

1. 乙は、この契約に基づく本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の理由、再委託先、再委託の業務範囲及び内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監査方法を書面にて明確にし、事前に甲に通知し承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 前項の場合、乙は再委託先との間で、本契約書に規定する甲の権利行使を阻害することなく、かつ、本契約書に規定する乙の義務履行に違反しないよう契約を締結すること。
3. 前項の場合、乙は再委託先の行為に関し、甲に対して一切の責任を負うものとする。

第 7 条（物件の所有権侵害の禁止等）

1. 乙は、物件に乙の所有物である表示をすることができるものとする。
2. 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、次の行為をしてはならないものとする。
 - （1） 物件を他の不動産又は動産に付着させること。
 - （2） 物件の改造、加工、模様替えなどのよりその原状を変更すること。
 - （3） 物件を第三者に転貸又は転売すること。
 - （4） 物件の占有を移転し又は頭書第 3 項記載の設置場所から物件を移転すること。
3. 甲は、第三者が物件について権利を主張する等物件に関する権利等を侵害するおそれがある場合、甲の責任と費用負担でその侵害防止に努めるとともに、直ちに書面にて乙に通知するものとする。

第 8 条（物件の滅失、毀損等）

1. 物件の引渡しからその返還までに、甲の故意又は過失、盗難、火災、風水害、地震その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とする。
2. 前項の場合、甲は、直ちに書面にて乙に通知するとともに、乙に生じた損害を賠償する

ものとする。

第9条（物件の保険）

1. 乙は、物件について乙所定の動産総合保険（地震・電氣的機械的事故等是不担保）を付保するものとする。ただし、プログラム部分については不付保とする。
2. 物件に保険事故が発生した場合は、甲は直ちに書面にて乙に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく乙に交付するものとする。
3. 前項の保険事故に基づいて保険会社から乙に保険金が支払われたときは、次のとおり取扱うものとする。
 - （1） 物件が修復可能な場合には、甲が物件を修繕し修復した場合、乙に支払われた保険金額を限度として、この費用を甲に支払うものとする。
 - （2） 物件が滅失し又は毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金を限度として前条第2項の損害賠償金の支払い債務を免れるものとする。

第10条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し若しくは承継し、又は担保に供してはならないものとする。

第11条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の実施に伴って直接・間接に知り得た相手方の業務の内容あるいは関係資料等の一切を、如何なる理由があっても、第三者に漏洩し、または開示する等の行為をしてはならない。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。
 - （1） 公知の事実
 - （2） 相手方の情報に依存せず独自に開発・発見したもの
 - （3） 相手方から情報を入手した時点で既に保持していたもの
 - （4） 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの
 - （5） 相手方の文書による了解を得たもの
2. 甲及び乙は、本条を遵守する限りにおいて、本契約と同様又は類似の契約を第三者と締結することを妨げられないものとする。
3. 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

第12条（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

第13条（契約の変更及び解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、催告なく通知により本契約を解除するこ

とができるものとする。

2. 甲は、甲の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合又は減額された場合は、この契約を解除又は変更することができる。
3. 乙が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合、甲は、本契約を変更及び解除することができる。
4. 甲は、自己の都合によりこの契約を変更及び解除するときは、文書をもって乙に通告するものとする。

第14条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、本契約に違反したこと及び前条第1項により本契約を解除されたこと等により相手方に損害を与えた場合、これを賠償しなければならない。なお、この場合の損害賠償金は相手方に生じた通常の直接損害（逸失利益、間接損害は含まない。）について甲乙協議により決定するものとする。
2. 前条第2項、第4項の規定による契約の変更及び解除に伴い、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第15条（物件の返還）

甲は、第13条により解除された場合、通常の損耗を除き物件を原状に復したうえ、乙の指定する場所に送付して返還するものとする。なお、この場合の費用（設置場所の原状回復にかかる費用を含む。）は甲の負担とする。

第16条（無償譲渡）

1. 乙は、甲が最終終期まで本契約を継続し、かつ、本契約に基づく乙に対する債務（物件の返還にかかる債務を除く。）を全て履行した場合、物件のうちプログラムを除く部分の所有権を無償で甲に譲渡するものとする。この場合、前条は適用しないものとする。
2. 前項の譲渡にかかる物件の引渡しは、物件の設置場所において現状有姿のまま行われるものとし、乙は物件の契約不適合責任（隠れた瑕疵を含む。）を一切負わないものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、本契約に基づき乙から甲へ譲渡されるものは物件のうち、プログラムを除く部分の所有権のみとするものとする。

第17条（その他）

本契約に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙信義誠実に協議のうえ決定するものとする。

本契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各1通を保有する。

2026年 月 日

甲 長野県須坂市大字須坂 1528-1
須坂市
須坂市長 三木 正夫 印

乙

別紙1:物品明細

項	品 名	型名	数量
【財務会計システムパッケージライセンス】			
1	予算編成支援システム	—	1
2	予算執行支援システム	—	1
3	決算統計支援システム	—	1
4	起債管理支援システム	—	1
5	業者・契約・検査管理支援システム	—	1
6	長野県市町村電子入札連携OP	—	1
7	備品管理支援システム	—	1
8	行政評価支援システム	—	1
【財務会計システム移行作業】			
1	予算編成支援システム	—	1
2	予算執行支援システム	—	1
3	決算統計支援システム	—	1
4	起債管理支援システム	—	1
5	業者・契約・検査管理支援システム	—	1
6	長野県市町村電子入札連携OP	—	1
7	備品管理支援システム	—	1
8	行政評価支援システム	—	1
9	システム環境設定	—	1
10	クラウド環境構築	—	1
11	プロジェクト管理	—	1
【機器】			
1	バーコードリーダー	FMV-BCR215	3